

論点



阿部 浩己

神奈川大学法科大学院教授。ヒューマンラ
イツ・ナウ理事長。51歳。

千葉景子法相は9月16日の就任
会見で、人権条約の「選択議定書」
を批准し、「個人通報制度」の導
入を進めていくことを表明した。
民主党のマニフェストを受けての
ことだが、実現すれば、日本が国
際人権活動に積極的にかかわって
いくとのメッセージを発信する、
絶好の機会となる。

第2次世界大戦後、多くの人権
条約が国連を舞台に生み出されて
きた。人種差別や女性差別の撤廃
を義務付けるもの、拷問の禁止や
障害者、子どもの権利保護を目的
としたものなど、九つの条約が中
心をなしている。
これらの条約は「子どもの権利
条約」を除いて、人権を侵害された

人権侵害個人通報制度

条約上の権利 直接救済も

個人に救済の道を開く特別の仕組
みを備えている。「個人通報制度」
と呼ばれるものだ。条約上の権利
を侵害されたと主張する個人は、
裁判などあらゆる手だてを国内で
尽くしてなお救済されない場合、

入れを頑として拒み続けてきた。
主要8か国(G8)のうち、個人
通報制度が全く利用できないのは
日本だけだ。単独行動主義に走り
がちな米国でさえ、米州機構とい
う国際組織のもとに設置された人

を挙げる。条約機関に訴えを起こ
されると、日本の裁判所の判断に
悪影響が及びかねない、というこ
とだ。だが、この理由をもって個
人通報制度を拒否し続けている国
は、日本のほかに一つもない。
個人通報制度に後ろ向きな考え
を改めるよう、日本は国際人権機
関から繰り返し勧告を受けてき

個人通報制度が後ろに控えること
で、裁判官が国際的な条約解釈を
意識せざるを得なくなるからだ。
裁判員裁判にあっても、国際人権
基準を十分に踏まえた判断が求め
られることになるだろう。
それにしても奇妙なことに、就
任会見の時もその後も、選択議定
書と個人通報制度についてメデイ
アは無関心にも等しい態度だ。個
人通報制度が私たち市民にどのよ
うな意味を持つのかを、報道機関
はきちんと伝えてもらいたい。世
界の潮流をとらえた情報の提供
は、この制度への市民の理解を深
め、人権意識を高めるはずだ。
すべての人間の尊厳が等しく尊
重される世界を築くことは、国際
社会の追い求める最も大切な理念
である。この理念の実現に向けて、
日本政府はすみやかに選択議定書
を批准し、個人通報制度を受け入
れるべきだ。

条約機関に直接訴えを起こし、権
利の回復をはかることができる。
九つの主要人権条約のうち六つ
の条約に入り、このほか二つの条
約の署名を終えている日本の実績
は、他国と比べて決して劣るもの
ではない。しかしその一方で日本
政府は、人権条約に備えられた個
人通報制度については、その受け

権機関に救済を求め出ることが可
能で、DV(ドメスティック・バイ
オレンス) 事案など少なからぬ訴
えが起こされている。アジアでも
韓国やフィリピンをはじめ、この
制度を受諾する国が増えている。
個人通報制度を拒絶する理由と
して日本政府は、「司法権の独立
を損なう恐れがある」という懸念

た。今年8月には、国連女性差別
撤廃委員会からも同制度を定めた
選択議定書の批准を検討するよう
勧告された。事態はようとして動
かなかつただけに、法相の就任会
見時の発言は、重い意味を持つ。
この制度の受け入れにより、国
際人権法に対する日本の裁判所の
姿勢が変わることも期待される。

個人通報制度が後ろに控えること
で、裁判官が国際的な条約解釈を
意識せざるを得なくなるからだ。
裁判員裁判にあっても、国際人権
基準を十分に踏まえた判断が求め
られることになるだろう。
それにしても奇妙なことに、就
任会見の時もその後も、選択議定
書と個人通報制度についてメデイ
アは無関心にも等しい態度だ。個
人通報制度が私たち市民にどのよ
うな意味を持つのかを、報道機関
はきちんと伝えてもらいたい。世
界の潮流をとらえた情報の提供
は、この制度への市民の理解を深
め、人権意識を高めるはずだ。
すべての人間の尊厳が等しく尊
重される世界を築くことは、国際
社会の追い求める最も大切な理念
である。この理念の実現に向けて、
日本政府はすみやかに選択議定書
を批准し、個人通報制度を受け入
れるべきだ。